

技管通知 23 - 2
平成 23 年 7 月 22 日

工事主管課（所）長 様

建設局技術管理課長

技術者専任確認の一部を工事主管課で実施することによる
手続きの合理化の実施について（通知）

日頃より、公共工事の適正化の促進にご協力を頂き、ありがとうございます。

本市では、平成 15 年度から、工事現場に配置する監理技術者等の専任制を確認することで、明らかに不適切な技術者を配置することを未然に防ぐ手立てとして、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運用するコリンズ検索システムを利用して「技術者専任確認」を技術管理課で一括して行っています。

コリンズ検索システムは、昨年度までは契約課及び技術管理課の専用端末のみの利用となっていました。平成 23 年 4 月から Web 版の本格運用により、情報端末（S-net）での利用が可能となったことに伴い、技術者専任確認を工事主管課において実施できる状況となりました。

こうしたことから、技術者専任確認手続きの迅速化や省力化を目的に、平成 23 年 8 月 1 日から技術者専任確認の実施方法を合理化することとします。合理化にあたっては、工事主管課が技術者専任確認を実施する対象を、請負金額 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）未満の工事とし、請負金額 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事は、これまでと同様に技術管理課で確認することとします。

これに伴い、今後は、コリンズ検索システムにより検索した結果を印刷し、現場代理人等通知書の決裁に検索結果を添付することとします。

技術者の確認方法等の詳細は「技術者専任確認の手引き」をご参照ください。

連絡先

建設局技術管理課

技術管理係

電話 829-1515